破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１０３６号
名古屋市昭和区八事富士見1611番地　サンハイツ八事ふじみＤ棟308号
債務者　伊藤　雅幸
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後２時25分
5　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０号
宮城県東松島市赤井字川前一57番地５　コーポ未来204、前住所仙台市宮城野区東仙台１丁目20番16号　セゾンミネギシ203
債務者　佐藤　由樹
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
愛媛県松山市三番町２丁目５―10、住民票上の住所愛媛県松山市末町乙41番地２
債務者　沢田　由美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９１号
福岡県糸島市荻浦624番地３、住民票上の住所福岡県糸島市荻浦535番地２
債務者　王野　照己
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北古賀康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７号
新潟県見附市牛ケ嶺町170番地
債務者　棚村　　恵
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４２７０号
大阪市住吉区遠里小野３丁目10番11―601号
債務者　坂口　太重
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７１号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―404号
債務者　坂口　太一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６３号
大阪府門真市上島町38番13号　サンパレス307号
債務者　宮﨑健次郎
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４０４号
大阪府大東市北条５丁目８番20号、住民票上の住所大阪府大東市北条１丁目14番37号
債務者　中田　隆幸
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４２１号
大阪市住吉区苅田５丁目19番７号　シルバーハイツ504号
債務者　永尾　吉信
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内芝　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３号
熊本市西区新土河原１丁目12番61号　グリーンハイツＭ202、前住所熊本市東区画図町大字重富858番地
債務者　北村　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
新潟県新発田市下内竹430番地１
債務者　宮村　　優
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　良二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４２０４号
大阪市浪速区桜川２丁目８番25―911号
債務者　あ～きてくと一級建築士事務所こと大野　育志
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２６号
大阪府寝屋川市三井南町14番５号
債務者　中野　　勉
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川みち子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６２号
大阪市生野区巽東２丁目１番17号
債務者　藤並　秀樹
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５号
岐阜県高山市石浦町３丁目533番地　和住宅Ｅ号
債務者　井口　繁樹
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
岐阜県高山市石浦町３丁目533番地　和住宅Ｅ号
債務者　井口　利明
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係